

指定校変更許可基準（平成 18 年 12 月 1 日）

		指定校を変更できる理由	最長許可期間	申請に必要な添付書類
1	市内転居	市内転居により指定校が変更になるが、引き続き従来校に就学を希望する場合	小学校 1～5 年 中学校 1・2 年 ・・・学期末まで 小学校 6 年 中学校 3 年 ・・・卒業まで	
2	転居予定	別校区に転居することが明らかであり、あらかじめ転居予定先の学校へ就学を希望する場合	転居予定日まで	不動産売買契約書、賃貸契約書等の写し
3	一時的転居	住居の新築・増改築のため一時的に学区外に市内転居する場合で、その転居期間中、従来校への就学を希望する場合	住居完成（転居）予定日まで	不動産売買契約書、賃貸契約書等の写し
4	帰宅後 保護者不在	保護者の共働き等により児童生徒が帰宅後、保護者が不在となるため、学童保育所、保護者の勤務先、親戚宅に近い学校への就学を希望する場合	年度末まで	学童保育所入所承認決定書（栗東市様式）、もしくは児童生徒が帰宅後、一時的に預かる者の承諾書（委員会様式）
5	兄弟姉妹	現在、兄弟姉妹が指定校変更の許可を受けており、その認定されている学校への就学を希望する場合	兄弟姉妹の指定校変更許可期間に準ずる	

	指定校を変更できる理由		最長許可期間	申請に必要な添付書類
6	交通事情 (小学校のみ)	交通量の多い道路(国道等)や線路を横断し、分団に集合して通学しなければならない場合で、隣接校への就学を希望する場合	年度末まで	
7	教育的配慮	いじめや不登校など、教育的配慮が必要な場合で、隣接校への就学を希望する場合	年度末まで	学校長の副申書 (委員会様式)
8	身体的理由	病気など身体的理由により、指定校への通学が困難な場合	年度末まで	診断書の写し
9	特別支援学級の有無	児童生徒に障がいがあり、指定校に該当する学級が設置されておらず、隣接校への就学を希望する場合	年度末まで	
10	その他	その他、特別な教育的配慮が必要で、指定校以外の学校に就学を希望する場合	年度末まで	

- ・ 上記いずれの理由においても、**通学の安全が保護者の責任において守られること**が条件です。
- ・ 申請は年度ごととなります。